

(認定金融商品取引業協会)

(監督局 証券課)

1. 制度の概要

有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として金融商品取引業者が設立した一般社団法人について、内閣総理大臣がこれを金融商品取引法第78条第2項に規定する業務を行う者として認定する制度。

2. 指定、登録等の基準

◆金融商品取引法◆

(認定金融商品取引業協会の認定)

第七十八条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融商品取引業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務を行う者として認定することができる。

- 一 有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とすること。
- 二 金融商品取引業者を会員とする旨の定款の定めがあること。
- 三 次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。
- 四 次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

2 (略)

◆金融商品取引法施行令◆

(認定金融商品取引業協会の認定の申請)

第十八条の四の十四 法第七十八条第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在の場所
- 三 役員の氏名及び会員の名称

2 前項の申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

◆金融商品取引業協会等に関する内閣府令◆

(認定の申請書の添付書類)

第二十二条 令第十八条の四の十四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 二 認定の申請に係る業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
- 三 最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類
- 四 役員の履歴書
- 五 役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面
- 六 役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四の十四第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 七 その他参考となる事項を記載した書類

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般社団法人 投資信託協会	昭和 32 年 7 月 10 日（設立年月日）	東京都中央区日本 橋兜町 2-1（東京証 券取引所ビル 6 階） 03-5614-8400	証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則第 176 条第 1 項に基づき、金融商品取引法第 78 条第 1 項に規定する認定を受けたものとみなされるため。
一般社団法人 日本投資顧問業 協会	昭和 62 年 10 月 2 日（設立年月日）	東京都中央区日本 橋茅場町 1-5-8（東 京証券会館 7 階） 03-3663-0505	証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 66 号）第 54 条第 1 項に基づき、金融商品取引法第 78 条第 1 項に規定する認定を受けたものとみなされるため。
一般社団法人 金融先物取引業 協会	平成 1 年 8 月 4 日 （設立年月日）	東京都千代田区神 田小川町 1-3（NBF 小川町ビルディン グ） 03-5280-0881	証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 66 号）第 89 条第 1 項に基づき、金融商品取引法第 78 条第 1 項に規定する認定を受けたものとみなされるため。

一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	平成 23 年 6 月 30 日 (認定年月日)	東京都中央区日本 橋二丁目 11 番 2 号 (太陽生命日本橋 ビル 12 階) 03-6910-3980	金融商品取引法第 78 条第 1 項の規 定に基づき、同条第 2 項各号に掲 げる業務を実施するため、同法施 行令第 18 条の 4 の 14 に定める申 請書の提出があり、同法第 78 条第 1 項各号に掲げる要件に適合して いると認められたため。
一般社団法人 日本暗号資産取 引業協会	令和 2 年 4 月 30 日 (認定年月日)	東京都千代田区一 番町 18 (川喜多メモリアルビル 4 階) 03-3222-1060	金融商品取引法第 78 条第 1 項の規 定に基づき、同条第 2 項各号に掲 げる業務を実施するため、同法施 行令第 18 条の 4 の 14 に定める申 請書の提出があり、同法第 78 条第 1 項各号に掲げる要件に適合して いると認められたため。
一般社団法人 日本 STO 協会	令和 2 年 4 月 30 日 (認定年月日)	東京都千代田区平 河町一丁目 1 番 8 号 (麴町市原ビル 8 階) 03-6272-8327	金融商品取引法第 78 条第 1 項の規 定に基づき、同条第 2 項各号に掲 げる業務を実施するため、同法施 行令第 18 条の 4 の 14 に定める申 請書の提出があり、同法第 78 条第 1 項各号に掲げる要件に適合して いると認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

法令等により、料金等の設定に当たって国が関与することとはされていない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果 (令和 3 年 9 月 1 日 現在)

特に問題は認められない。